

ジュニア 受動喫煙防止ポスター コンクール

受動喫煙の影響について考えてみませんか。

令和元年
募集期間 7/8~9/10

受動喫煙って
なに？

受動喫煙とは？

他の人が吸っているたばこのけむり（副流煙）を吸わされることを言います。

副流煙には、たくさんの有害な物質が含まれていて、自分がたばこを吸っていなくても、受動喫煙により健康への悪影響があります。

募集対象

- 福島県内の小学4~6年生
- 受動喫煙を防ぐことを呼び掛けないよう内容のもの

○応募作品の中から

最優秀賞 1点

優秀賞 9点（各学年から3点ずつ）を選び、表彰します！

○さらに最優秀賞作品は福島県の受動喫煙防止ポスターに使われます！

表彰作品は、福島県のホームページに公表されます。

応募先

福島県 健康づくり推進課

「ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール」係

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

電話024-521-7640

詳しい応募方法は、裏面をご覧ください



受動喫煙の防止を呼び掛けるポスターを募集しています！

1 応募資格

福島県内の小学校、特別支援学校小学部、または義務教育学校に籍を置く、小学4年生から6年生が対象です。

2 テーマ

受動喫煙防止の普及啓発に関するもの。

3 応募作品の規格

- (1) 使用用紙のサイズは、画用紙四つ切のもの。
- (2) 作品の画材については特に問いませんが、手描きであること。また、パソコン等を使用した作品や、立体性のある作品（糊等を使用して貼り付けたもの）は審査対象外となります。
- (3) テーマに即した文字（キャッチフレーズ、スローガンなど）を入れても構いません。

4 応募先及び応募方法

- (1) 作品の裏面には、必要事項を記入した別紙（様式1）を必ず貼付してください。
- (2) 各学校にて応募作品を様式2により取りまとめの上、郵送または持参にて応募ください。
- (3) 作品は、1人1作品のみとし、応募者が創作した未発表のものに限ります。
- (4) 作品は、折ったり丸めたりしないでください。
- (5) 応募された作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は主催者に属し、作品は返却しません。
- (6) 入賞作品については、健康づくり推進課ホームページ等に入賞者の氏名や学校名が掲載されます。

5 応募期間

令和元年7月8日（月）から令和元年9月10日（火）まで

6 賞の種類

- (1) 最優秀賞 1点
- (2) 優秀賞 9点（各学年から3点ずつ選定する）
- (3) 参加賞 応募者全員

7 入賞作品の発表

最優秀賞及び優秀賞は、健康づくり推進課ホームページで発表するほか、受賞者に通知します。

8 表彰

最優秀賞者及び優秀賞者には、表彰を行う予定です。

9 作品の活用

最優秀賞作品は、県が作成する受動喫煙防止ポスター作成の際に活用します。